



# 鏡石町人事行政の運営等の状況を公表します

昨年6月議会定例会で制定された「鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成17年度の人事行政の運営などの状況を公表します。この内容は、11月の町財政公表に掲載されていますが、その一部を要約してお知らせします。今回の公表は、地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公平性、透明性を高めることを目的に行われるもので、町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくために公表するものです。

他の状況  
ます、①職員の任免・職員数に関する状況については、左表1のとおりで、職員総数は平成18年4月1日現在で110人（教育長含む）となっています。また、任免の状況は、表2のとおりで、前年比3人増となっています。

昨年6月に制定された鏡石町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の第3条では、次の8項目の報告事項を定めています。  
①職員の任免・職員数②職員の給与③勤務時間その他勤務

条件の状況④職員の分限及び懲戒処分⑤職員のサービスの状況⑥職員の研修及び勤務成績の評定の状況⑦職員の福利及び利益の保護の状況⑧そ

表1 職員の構成(部門別)

部門	区分	職員数		対前年増減数	
		平成18年	平成17年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	
		総務	21	19	2
		税務	7	7	
		農水	7	7	
		商工	1	1	
		土木	9	9	
		民生	17	17	
	衛生	7	6	1	
	計	71	68	3	
	教育部門	24	25	△1	
小計	95	93	2		
公営企業等	水道部門	4	4		
	下水道部門	5	5		
	その他部門	6	5	1	
	小計	15	14	1	
合計		110 [123]	107 [123]	3 [-]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長含む)である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

表2 職員の採用状況

区分	採用者数			
	大学卒	短大卒	高校卒	計
一般行政職	4人	0人	0人	4人
技能労務職	0人	0人	0人	0人
計	4人	0人	0人	4人

区分	退職者数			
	定年退職	勸奨退職	普通退職	計
一般行政職	0人	0人	1人	1人
技能労務職	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	1人	1人

表3 人件費の状況

住民基本台帳人口(17年度末)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
人	千円	千円	%
12,978	4,097,775	871,782	21.3

【職員給与と費の状況(普通会計予算)】平成18年度

職員数 A	給与				一人当たり給与と費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤怠手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
96	373,297	56,709	151,468	581,474	6,057

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 給与と費は当初予算に計上された額である。

【特別職の報酬月額】

区分	給料月額等
給料	長 697,800円 助 558,400円 役 535,900円
報酬	議長 329,000円 副議長 271,000円 議員 251,000円
期末手当	長 3.35月分 助 3.3月分 役
退職手当	(算定方式・支給時期) 697,800×在職月数×0.48(任期ごと) 558,400×在職月数×0.29(任期ごと) 535,900×在職月数×0.26(任期ごと)

【職員の平均給与月額】

区分	平均年齢	平均給与月額
一般行政職	40.8歳	357,536円
技能労務職	49.6歳	309,675円
教育職(幼稚園)	40.8歳	334,946円

【初任給の状況】

区分	鏡石町		国
	初任給	初任給	初任給
一般行政職	170,200円	170,200円	170,200円
	138,400円	138,400円	138,400円
技能労務職	135,600円	—	—

人件費率は、21.3%

次に、職員の給与、勤務時間その他勤務条件の状況については、表3のとおりとなっています。

人件費の状況(普通会計)では、全体で約8億7千万円で、歳出総額に占める人件費率は、21.3%となり、前年比1.8%増となりました。

懲戒処分は、戒告1件  
次に、職員の分限処分及び懲戒処分の状況は、職務怠慢による「戒告」処分の1件でした。

なお、各用語の定義は次のとおりです。

「分限処分」とは  
職員の身分保障を前提として、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいふものです。  
「懲戒処分」とは  
職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいふものです。

また、公平委員会の状況については、地方公務員法第7

条第3項の規定により設置されており、その権限は同法第8条第2項において定められています。本町では、同法第7条第4項の規定により事務を委任しており、昨年度において、「勤務条件に関する措置要求」、「不利益処分に関する不服申立の状況」はありませんでした。

サービスの状況について

次に、職員のサービスの状況については、公務員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては、全力で奉仕しな

ければならないと定められています。

このサービスの基本原則を忠実に実行するため、「信用失墜行為の禁止」、「秘密を守護」、「政治的行為の制限」、「争議行為等の禁止」など様々な義務が課せられており、昨年度において、服務義務違反により処分された事件はありませんでした。

職員研修・勤務評定

次に、職員の研修及び勤務成績の評定の状況では、職員研修は、主にふくしま自治研修センターで行われる各種

研修に昨年度は10名を派遣しました。

また、勤務成績の評定については、職員の意欲、能力、実績が適正に評価される人事管理とすため、人材育成基本指針に基づき行っています。

福利厚生事業について  
次に、職員の福利及び利益の保護の状況については、職員の定期健康診査を全職員を対象に実施し、病気の早期発見・早期治療に努めています。また、災害補償については、実績はありません。

【職員手当の内容】

区分	内容	
期末手当・勤怠手当	期末手当 3.0 月分 勤怠手当 1.45 月分 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	
扶養手当	配偶者 13,000円 2人まで(配偶者扶養) 6,000円 1人(配偶者非扶養) 6,500円 1人(配偶者なし) 11,000円 その他 5,000円 特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算5,000円	
住居手当	(借家等職員) 家賃月額が20,500円以下 ・月額-9,500円を支給 家賃月額が20,501円以上 ・月額-20,500円÷2+11,000円を支給 (上限額27,000円) (自宅等職員) 新築、購入後5年間3,500円 上記以降2,500円	
通勤手当	(交通機関利用者) 運賃等相当額が55,000円以下 ・運賃等相当額を支給 運賃等相当額が55,001円以上 ・相当額-55,000円÷2+55,000円を支給 (上限額なし) (自動車等利用者) 2km~80km2,300円~44,900円 (上限額44,900円)	
管理職手当	支給額 ・課長×7% ・主幹×6%	
退職手当	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	

【職員の福利及び利益の保護の状況】

区分	受診者数
定期健康診断	81人
人間ドック	21人

【勤務時間の状況等】

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り				
	始業	終業	休憩時間	休憩時間	週休日
40時間	8:30	17:15	12:00~12:15 17:00~17:15	12:15~13:00	土曜日及び日曜日

【年次有給休暇取得等】

総付与日数 a	総取得日数 b	全対象職員数 c	平均取得率 b/c	消化率 b/a
4,142日	1,166日	105人	11.10日	28.2%